

製造業における業種の区分の現状

- 1 平成 19 年度末から平成 23 年度末までの 5 年間に、適用事業場数が 43.7 万事業場から 39.0 万事業場となり、4.7 万事業場が減少し、また、適用労働者数も 921.9 万人から 868.3 万人となり、53.6 万人減少している。
- 2 業種の区分数は、平成 10 年度に「コンクリート製造業」が加わった以降、25 で全産業(55 区分)の約半数となっている。
- 3 年間の新規受給者が 1,000 人未満である業種は、「たばこ等製造業」(241 人)など 7 業種となっている一方で、「食料品製造業」(25,176 人)などでは、年間の新規受給者が 1,000 人以上となっている。
- 4 平成 23 年度末時点で、平均的な保険規模よりも大きい業種は、適用事業場数(4.7 万事業場)では、「輸送用機械器具製造業」(5.6 万事業場)、「金属製品製造業又は金属加工業」(5.5 万事業場)の 2 業種のみで、適用労働者数(94 万人)では、「電気機械器具製造業」(151 万人)、「食料品製造業」(131 万人)、「輸送用機械器具製造業」(118 万人)の 3 業種のみとなっている。
以上のおおりに、製造業では、平均的な保険規模よりも小さな業種がほとんどであるが、そのうちでも、「パルプ又は紙製造業」では(862 事業場)、「非鉄金属精錬業」では(912 事業場)と適用事業場数が極端に少ない。
また、その他の業種では、平均的な保険規模よりも小さい保険規模となっている。
- 5 第 12 次労働災害防止計画案によると、製造業では、安全衛生活動に長い歴史と実績があると評価されている。